就労、内職・手伝い等を行った場合の記載例

ハローワーク商事株式会社
10／19、10／26（各2時間）
10／24（6時間）、10／31（4時間）

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア した（就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。）	10 月	1	2	3	4	5	6	7	11 月	1	2	3	4	5	6	7	
			8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14	
			15	16	17	18	×11	20	21		15	16	17	18	19	20	21	
			22	23	24	25	×26	27	28		22	23	24	25	26	27	28	
			29	30	31						29	30	31					
	イ しない																	

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分）などを記入してください。						
収入のあった日	11 月 5 日	収入額	8,000 円	何日分の収入か	2 日分	
収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分	
収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分	

就労、内職・手伝い等を行った場合は収入の有無問わず申告が必要です。
失業認定申告書の余白（右上）に
①働いた会社名、②働いた日付、③1日の勤務時間数を記入してください

働いた時間が
4時間以上の場合　→　○　　カレンダーの該当する
4時間未満の場合　→　×　　日に記入してください

働いた時間が4時間未満の場合（×を付けた日）は収入の申告が必要です
実際に収入があった直後の認定日に
①収入があった日、②収入額、③何日分の収入かを記入してください。
（働いた時間が4時間以上(○を付けた日)であれば収入の申告は不要です）

働いた場合、基本手当の取り扱いは以下のとおりになります。
なお、1社で週20時間以上勤務する場合は「就職」扱いとなり、
基本手当の支給は終了となります。
また、働いた日や就職した日等の申告内容に疑義が生じた場合は、
給付金のお支払いを一旦保留し、「採用証明書」、「雇用契約書」
「労働条件通知書」等の書類を求めることがございます。

4時間以上の場合（○を付けた日）
働いた日の基本手当は支給されず、繰り越しになります。

4時間未満の場合（×を付けた日）
収入額によって働いた日数分の基本手当が減額される
ことがあります。減額される金額についての詳細は
別紙の「内職・手伝いを行った場合の減額について」をご確認
いただくか、雇用保険給付課　2番窓口にてご相談ください。

ハローワーク新宿